

## 令和7年度十和田市原料米価格高騰対策支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、原料米の価格高騰の影響を受けている、事業者の事業の継続を支援するため、予算の範囲内で令和7年度十和田市原料米価格高騰対策支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その支給については、十和田市補助金等の交付に関する規則（平成17年十和田市規則第66号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助金の交付の対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、酒類（酒税法（昭和28年法律第6号）第2条第1項に規定する酒類をいう。）、麹、味噌、醤油、米粉、菓子又はもち（以下「対象品目」という。）を製造する個人事業主又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 補助金の交付を申請する日（以下「申請日」という。）において市内に住所又は事業所を有していること。
- (2) 個人事業主にあっては、次のいずれかに該当すること。
  - ア 令和6年1月1日から同年12月31までの間の事業所得等に係る確定申告又は市町村民税・都道府県民税の申告を行っており、当該事業収入が120万円（開業した日を含む直近の事業年度が12か月未満の場合は、10万円に開業した日の属する月の翌月（開業した日が当該月の初日である場合は開業した日の属する月）から12月までの月数を乗じた金額）以上であること。
  - イ 令和7年1月1日以後に事業を開業し、申請日の属する月の前月までの事業収入が、10万円に開業した日の属する翌月（開業した日が当該月の初日である場合は開業した日の属する月）から申請日の属する月の前月までの月数を乗じた金額以上であること。ただし、月数が1か月に満たない場合は、開業した日から申請日までの事業収入が10万円以上であること。
- (3) 法人にあっては、次のいずれかに該当すること。
  - ア 直近事業年度分の法人市民税の確定申告を行っており、当該事業年度における

る事業収入が120万円(開業した日を含む直近の事業年度が12か月未満の場合は、10万円に開業した日の属する月の翌月(開業した日が当該月の初日である場合は開業した日の属する月)から12月までの月数を乗じた金額)以上であること。ただし、非課税法人においては、法人市民税の確定申告を行うことは要件としない。

イ 最初の決算月が到来しておらず、申請日の属する月の前月までの事業収入が10万円に開業した日の属する月の翌月(開業した日が当該月の初日である場合は開業した日の属する月)から申請日の属する月の前月までの月数を乗じた金額以上であること。ただし、月数が1か月に満たない場合は、開業した日から申請日までの事業収入が10万円以上であること。

- (4) 補助金の受給後も市内で事業を継続する意思を有すること。
- (5) 令和6年度分の市税等及び申請日時点において納期限を迎えた令和7年度分の市税等に滞納(地方税法(昭和25年法律第226号)第15条第1項若しくは同法第15条の4第1項に規定する徴収猶予の期間中である者、同法第15条の5第1項若しくは同法第15条の6第1項に規定する換価の猶予の期間中である者又は分割納付の誓約者(申請年度中に市税等の完納が見込まれ、市長が納付誓約書を受理したものに限る。)であって納付計画のとおり納付されている者を除く。)がないこと。
- (6) 十和田市暴力団排除条例(平成23年十和田市条例第39号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接に関係を有している者でないこと。
- (7) 令和7年度十和田市物価高騰対策中小企業者支援給付金又は令和7年度十和田市畜産飼料価格高騰対策支援給付金の支給を受けた、又は受ける予定である者でないこと。
- (8) その他補助金を交付することが適当でないと市長が判断する者でないこと。

(補助金の額等)

第3条 補助単価、補助金の額及び補助上限額は別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、令和8年2月27日までに令和7年度十和田市原料米価格高騰対策支援補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画（実績）書（様式第2号）
- (2) 個人事業主にあっては、住民票の写し
- (3) 法人にあっては、法人の登記事項証明書
- (4) 個人事業主にあっては、令和6年分の確定申告書類又は令和7年度市民税・県民税申告書書類の控え等の写し（令和7年1月1日以後に事業を開始した者にあっては、開業届及び売上台帳等の開業から申請日までの売上が分かる書類の写し）
- (5) 法人にあっては、直近事業年度分の法人市民税の確定申告書類及び法人事業概況説明書の写し（現事業年度以後に事業を開始した場合にあっては法人設立届出書及び売上台帳等の開業後から申請日までの売上がり分かる書類の写し及び事業活動収支計算書その他直近事業年度分の事業収入が分かる書類の写し）
- (6) 令和6年度分の市税等及び申請日時点において納期を迎えた令和7年度分の市税等に滞納がないことを証する書類
- (7) 対象品目を製造していることがわかる書類
- (8) その他市長が必要と認める資料

2 市長は市が保有する前項第2号及び第6号に掲げる書類に関する情報を利用することについて、申請者の同意があったときは、当該書類の提出を省略させることができる。

（補助金の交付の決定）

第5条 市長は、前条第1項の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、令和7年度十和田市原料米価格高騰対策支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更等）

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに令和7年度十和田市原料米価格高騰対策支援補助金計画変更（中止、廃止）承認申請書（様式第4号）に変更等の内容を確認できる書類を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、令和7年度十和田市原料米価格高騰対策支援補助金計画変更（中止、廃止）承認通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、当該活動の完了の日から起算して30日を経過した日又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに令和7年度十和田市原料米価格高騰対策支援補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画（実績）書（様式第2号）
- (2) 令和6年度及び令和7年度における原料米（対象品目の原材料として使用するものであって、国内産のものに限る。以下同じ。）の仕入価格及び仕入数量がわかる書類
- (3) 振込口座の通帳の写し
- (4) その他事業実績の参考となる資料

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、令和7年度十和田市原料米価格高騰対策支援補助金確定通知書（様式第7号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 補助金は、前条の規定により額を確定した後に交付するものとする。

（補助金の請求）

第10条 補助対象者は、補助金を請求しようとするときは、令和7年度十和田市原料米価格高騰対策支援補助金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。  
(事業実施後の措置)

第11条 市長は、補助対象事業の完了後においても、必要に応じて補助対象者に事業の実施状況について報告させ、及び職員による事業所等への立入検査をすることができる。

(補助金の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の支給を受けた者に対しては、補助金の返還を求めるものとする。

(帳簿等の整備)

第13条 補助対象者は、補助対象事業の経理を明確にするため、当該事業に係る収支を記載した帳簿を設け、証拠書類を整備し、当該事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和8年1月8日から施行する。

別表（第3条関係）

補助単価*	補助金の額	補助上限額
補助対象者が令和7年度に仕入れた原料米の1俵当たりの平均単価（消費税及び地方消費税を除く。）から令和6年度に仕入れた1俵当たりの平均単価（消費税及び地方消費税を除く。）を差し引いた額に2分の1を乗じた額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）又は3千円のいずれか低い額	原料米の補助単価に当該原料米の令和7年度の仕入数量（俵）を乗じた額の合計額	① 清酒（酒税法第3条第7号に規定する清酒をいう。）を製造する者にあっては1,000千円 ② ①以外の者にあっては250千円

\* 補助単価は、主食用米、加工用米又は酒造好適米の別により、それぞれ算出するものとする。